

全国特例市市長会「とりまとめに向けた考え方について」への意見

平成24年11月7日

全国特例市市長会

(1) 両制度の統合について

一般市への事務の移譲が進み、特例市特有の事務が少なくなっていることから、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、両制度を統合することを検討してはどうか。

- 中核市と特例市は、住民の生活に密接に関連する課題への対応、効率的な行政経営を行うにあたり適正な人口規模であり、多くの課題を共有している。
- これらの共通する特性を活かし、その能力が十分に発揮できるよう、現在の人口規模による画一的な枠組みを見直し、中核市と特例市は早期に統合すること。
- 中核市と特例市の統合にあたっては、地域の実情に応じて、人口要件を20万人程度とし、保険所設置などの権限は選択可能な制度とすること。

(2) 都道府県から中核市・特例市への事務の移譲

都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられる。しかしながら、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することとしてはどうか。

- 国、広域自治体（都道府県・道州制・広域連合等）の役割を明確にし、基礎自治体優先の原則に従い、住民に身近な事務は基礎自治体が行うこと。
- 基礎自治体の行う事務が拡大することに伴い、国、広域自治体の事務は縮小すること。
- 教員人事権、児童相談所、都市計画等の住民に身近な事務や権限は、基礎自治体の能力や地域の実情に応じて選択できる制度にすること。
- 条例による事務処理特例制度による権限移譲は、移譲される権限や財源が県の意向に左右されるため、基礎自治体の意向を十分に反映できる制度として設計する必要がある。
- 権限移譲に係る人件費などの経費について、財源の確保が不十分であるため、

権限とセットで財源が確保される制度にする必要がある。

- 国民健康保険、介護保険、生活保護、医療費補助、児童手当等の社会保障制度については、基礎自治体の財源負担の現状を考えると、都道府県や広域化での運営とし、安定かつ持続的な制度にする必要がある。

(3) 市議会議員の選挙区及び住民自治

- 中核市・特例市の市議会議員の選挙区は、特に条例で選挙区を設けない限り市域全体である。地域に、より密着した市議会議員を選出するため、選挙区を設けることを制度化することについてどう考えるか。
- 選挙区を設けることを制度化する場合には、いわゆるゲリマンダーを防ぐため、何らかの方策が必要となるのではないか。
- 地域自治区や支所・出張所等の仕組みを地域の実情に応じて活用し、住民自治の拡充を図るべきではないか。

- 市町村合併を行った多くの都市で支所や出張所が設けられており、住民自治の拡充を図るための制度としては、これらの経験を踏まえて検討する必要がある。

地方の拠点としての中核市・特例市の役割

- 地方の拠点である中核市・特例市が周辺市町村と適切な役割分担を行い、圏域全体の連携を進めるためには、定住自立圏の考え方が有効であり、地方の拠点である中核市・特例市の担うべき役割とそれに伴う財政措置について検討することとしてはどうか。
- その際、定住自立圏の中心市と周辺市町村との間の柔軟な連携の仕組みを制度化することを検討してはどうか。制度化については、基礎自治体一般のあり方に密接に関連するものであることから、基礎自治体について議論する際に、併せて検討することとしてはどうか。

- 全ての基礎自治体が自律可能な都市制度を確立するため、特例市は積極的に周辺自治体と協力する中で地域の中核となり、リーダーシップを発揮する。
- そのための水平連携を制度化し強化する上で定住自立圏の考え方は有用である。包括的な権限の配分、税源を含む権限に見合った財源の適切な配分、ノウハウ・人材等の移管のための措置等、基礎自治体の広域連携又は再編を推進するための必要な支援について協議の場を設けて制度設計すること。